

新西部工場（仮称）整備事業 官民対話の実施結果

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
1	入札説明書	閲覧等資料リスト令和6年度西部工場等地歴調査業務委託報告書					入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.12にて「井水配管及び福岡100プラザ西への蒸気配管(送り・戻り)は現在使用しておりません。」と記載がありますが、福寿園・3Rステーション等への蒸気配管も含め使用していないと考えてよろしいでしょうか。また、その場合、蒸気配管を撤去した場所に新設配管を設けることは可能でしょうか。	前回回答したとおり、福岡100プラザ西(旧福寿園)への蒸気配管は現在使用しておりません。なお、3Rステーションなどその他施設への蒸気配管はありません。 現工場および周辺施設の現在の機能が維持され、かつ現工場の解体時に既設の配管・配線を容易に撤去できることを前提に、福岡100プラザ西への蒸気配管を撤去し、新設配管を設置することは可能です。なお、既存の配管の撤去を行う場合、その費用は事業者負担とします。 また、既設の共同溝を使用する場合は、現在の維持管理性を踏まえた計画としてください。 なお、共同溝に限らず、既設の構造物等を使用する場合は、新工場稼働後30年以上使用することを想定して、劣化状況の調査及び補修や、消防等の関係機関と協議を行ったうえで必要な安全管理対策等を実施してください。
2	入札説明書	閲覧等資料リスト西部破碎選別処理施設建築工事施工計画書(掘削工事)					閲覧等資料リストの西部破碎選別処理施設建築工事施工計画書(掘削工事)に発破併用バックホー掘削と記載がありますが、発破作業の実施報告書及び発破作業・掘削作業の工事写真等の提供は可能でしょうか。	ご希望の内容が直接確認できる資料は現存しておりませんが、参考資料として工事記録写真の一部を閲覧等資料リストに追加いたします。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
3	要求水準書	管理棟改修工事	2	第1章 第1節	3		既存地中埋設共同溝への新規配管・配線の設置について、入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.19にて、「共同溝に現在設置している配管・配線は、工事期間中も現工場や周辺施設で使用するため、その機能を維持し、かつ現工場の解体時に容易に撤去できる場合に限り、新たに配管・配線を設置することは可能です。」とのご回答をいただき、また入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.12では、現在使用していない配管についてご教示頂きました。 既存配線・配管の撤去可能時期や既存共同溝への新規配線・配管のつなぎこみ工事の実施可能時期などについて教えてください。	現工場および周辺施設の現在の機能が維持され、かつ現工場の解体時に既設の配管・配線を容易に撤去できることを前提に、契約期間内であれば不要な既存配管の撤去及び既存共同溝への新規配線・配管の設置工事は可能ですが、既存の配管の撤去を行う場合、その費用は事業者負担とします。 また、既設の共同溝を使用する場合は、現状の維持管理性を踏まえた計画としてください。 なお、共同溝に限らず、既設の構造物等を使用する場合は、新工場稼働後30年以上使用することを想定して、劣化状況を調査し、必要な補修等を行ってください。
4	要求水準書	管理棟改修工事	2	第1章 第1節	3		入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.12にて、共同溝内の配管に関して、「井水配管及び福岡100プラザ西への蒸気配管(送り・戻り)は現在使用しておりません。」と記載がありますが、共同溝内の福岡100プラザ西からの排水配管も現在使用していないという認識で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
5	要求水準書	地域に役立つ施設づくり	3	第1章 第1節	6	(3)	市民が利活用できる開放スペースの整備にあたり、設置の目的や使用方法のお考えをご教示ください。	要求水準書P3に記載の基本方針に定めている開放スペースについては、本事業において要求水準書P140の第4章 第2節 1 (12)に記載の開放スペースとして設置することを計画しているものです。 当該スペースは、地域の人が気軽に利用できる憩いのスペースとすることで清掃工場に親しみを持ってもらうことや、市民が清掃工場に来る動機となり、工場内の見学者用設備に触れるきっかけとなることを目的としています。
6	要求水準書	搬入・搬出道路更新範囲	5	第1章 第1節	8	(5)	搬入・搬出道路の更新において、別途実施予定の管理棟改修工事の時期を考慮し(入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.17より「令和11年度～13年度」)、舗装更新工事を竣工直前の令和13年度に実施する計画として問題ないでしょうか。 また、外構工事施工期間中は西側道路の使用ができないため、パッカー車・管理棟工事車両は、東側道路を使用頂く形でも問題ないでしょうか。	搬入・搬出道路の更新については、竣工直前の令和13年度の実施で問題ありません。 ごみ搬入車両については、原則として西側道路を使用する計画としてください。 ただし、工事の進捗状況によりやむを得ない場合で、安全な通行ルートが東側道路に確保されていると市が確認できた場合に限り、必要最低限の期間で東側道路を使用する計画とすることを認めます。 なお、その際にごみの自己搬入で一般の車両が使用する場合は、慣れていない方の利用も想定されることから、動線の誤りや事故防止の観点で、安全性の基準がより厳しくなることをご理解ください。
7	要求水準書	インフラ条件	5	第1章 第1節	8	(6)	入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.34にて「水道加入金差額等の負担金が発生する場合は、本市にて負担」と記載がありますが、水道引込に関する事業者負担分をご教示ください。また、水道本管等の工事が発生した場合の負担についてもご教示ください。	水道本管からの引き込み工事及び工事に伴う手数料は事業者負担となります。 水道本管等の工事が必要になった場合の費用は、事業者負担ではありません。ただし、既存工場において150mmの引込口径で運用しているため、既設引込口径(150mm)を超えない計画使用水量や給水方式としてください。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
8	要求水準書	インフラ条件	5	第1章 第1節	8	(6)	入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.40にて生活用水としての再利用水使用に関し、利用先の想定をご教示頂きましたが、水量や水質の安定性等を考慮し、生活用水としては再利用水を使用しない提案は可能でしょうか。	水資源の有効活用の観点から、再利用水は可能な限り有効利用してください。ただし、プラント用水で使用可能な水量を使用するために、生活用水として使用しない場合は、その内容がわかるように記載してください。
9	要求水準書	インフラ条件	5	第1章 第1節	8	(6)	入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.42にて湧水水質データ(西部工場・西部資源化センター湧水(採水日 平成25年7月31日))をご提示頂きましたが、西部工場と西部資源化センターの分析結果に相違があります。資源化センターからくみ上げた湧水は水処理設備を通して有効利用されていると考えてよろしいでしょうか。また、水処理設備を使用されている場合、本計画では処理後(西部工場)のデータを活用してもよろしいでしょうか。	西部資源化センターで使用している水(上水など)は、西部工場から供給するシステムとなっており、西部工場で発生した湧水は上水と共にプラント受水槽に貯めた後、西部工場及び西部資源化センターの投入ステージの清掃などに利用しています。なお、資源化センターの湧水は、現在は有効利用は行っており、雨水側溝へ排水しています。 本施設の計画にあたっては、資源化センターの湧水を使用するため、資源化センターのデータを活用してください。なお、本データは平成25年時点のデータであるため、あくまでも参考値であることに留意してください。
10	要求水準書	インフラ条件	5	第1章 第1節	8	(6)	閲覧等資料リストに追加いただいた工場報によりますと、湧水を年間約10,000t程度使用されていますが、現在の使用用途をご教示ください。	湧水は上水と共にプラント受水槽に貯めた後、プラント機器の冷却、水洗トイレ、投入ステージの清掃、薬品希釈水として使用しています。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
11	要求水準書	インフラ条件	6	第1章 第1節	8	3)	要求水準書P124の非常発電設備に「液体燃料の貯蔵量は、1炉立上げに必要な容量を常時確保できるものとする。」と記載があることから、要求水準書P6の「都市ガスの供給が途絶えた場合に備えた燃料も合わせて確保すること。」に該当する燃料は、液体燃料という認識でよろしいでしょうか。 また、要求水準書P78の助燃装置に形式はガスバーナー(都市ガス113Aと水素の混焼)とあり、炉の昇温用としては、液体燃料を使用しないため、液体燃料は、1炉立上げに必要な電力を確保するために非常用発電機で必要な量を見込むといった理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	表2.6.1本施設の性能保証事項	34	第2章 第6節	1		入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.65にて「添付資料No.2のCADデータはございません。」と記載がありますが、正確な敷地境界線が記載された測量図等の図面(PDFデータ)をご教示ください。	西部工場の測量成果簿を閲覧等資料リストに追加いたします。
13	要求水準書	実績データ等による性能確認	37	第2章 第6節	4	(2)	実績データ等による性能確認条件について、入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.67にて、「引き渡し後2年目に実績データ等による性能確認を行う際、運転は建設事業者が提示する運転要領に基づく。」とのご回答をいただきました。 また、入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.238にて、「様式5-7に記載している薬品以外の薬品の提案も可能です。」とのご回答を頂きました。 実績データ等による性能確認を行う際の用役原単位については、事業者が提案した薬品を使用して確認を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

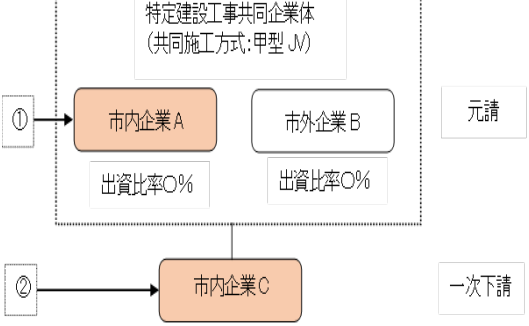
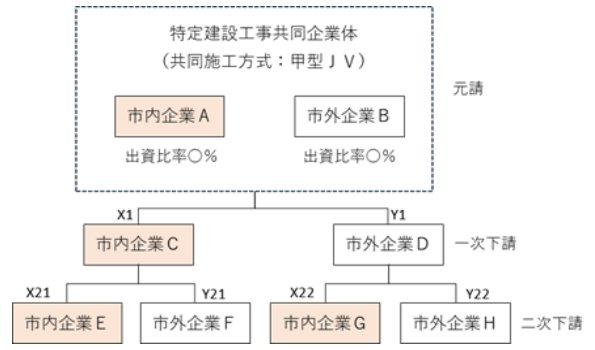
No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
14	要求水準書	施工	47	第2章 第10節	3	(1)	入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.75にて敷地北側のテニスコート・ゲートボール場・溜池隣の駐車場の用地借用について、「施設管理者との協議のうえ承諾が得られた場合は、可とします。」と記載がありますが、仮設計画策定上、7月初旬までに確認して頂くことは可能でしょうか。	テニスコート・ゲートボール場・溜池西側の駐車場の利用については、契約後に受注業者から提出される仮設計画を踏まえ、施設管理者との協議が整った場合は可とします。 なお、溜池東側駐車場の利用については、現工場定期点検時に工事車両の駐車場として利用しており、そちらを優先とし、それ以外の期間については可とします。 【参考情報】 定期修理期間:7月～2月頃 全炉停止期間:10月1日～10月20日頃
15	要求水準書	工事条件	49	第2章 第10節	6	(1)	地中障害物について、入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.76にて、「現存する資料に明記されていないため、詳細は不明ですが、資源化センター建設時の資料から、山留、アースアンカー、法面防護モルタルが残置されているものと考えております。資源化センター建設時の掘削工事の施工計画書を閲覧等資料リストに追加いたします。」とのご回答をいただきましたが、閲覧資料では地中障害物が確認できなかったため、他資料で確認できるものがあればご教示ください。 また、閲覧資料等の提示書類で地下中障害物の数量がわからない場合、提案時の基準となる統一条件を提示いただけないでしょうか。	ご希望の内容が直接確認できる資料は現存しておりませんが、参考資料として工事記録写真の一部を閲覧等資料リストに追加いたします。 地中障害物が確認された場合の取り扱いについては、「要求水準書 第2章第10節 6工事条件」記載のとおりです。 なお、山留、アースアンカー、法面防護モルタルについては、「要求水準書 第2章第10節 6工事条件」に記載の別途協議を行う「大規模な工作物等」に該当しないと考えており、数量については、各事業者にて想定し、提案してください。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
16	要求水準書	ごみクレーン	72	第3章 第2節	8	(4)	ごみクレーン操作室について、入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.93にて、「クレーン操作室をピットが見えやすい位置にした上で、中央監視室でも操作できるようにすることは可とします。」とのご回答をいただきました。 クレーン操作室の設置場所の考え方について、ご教示ください。	クレーン操作の安全性の確保のため、クレーン操作室からごみピット内部やごみ投入ホッパを直接目視できる必要があると考えています。 安全性や効率性を向上させる目的でITVを設置することも想定していますが、ITVの故障時でも安全にクレーン操作ができるよう計画してください。 なお様式6-5により、ごみピットの有効容量を超える貯留量を提案する場合は、ごみの上端はクレーン操作室のフロアレベル以下として貯留可能な量を計算してください。
17	要求水準書	ごみクレーン	72	第3章 第2節	8	(4)	「クレーン操作室はごみピット内部及びごみ投入ホッパが見えやすい位置」と記載がありますが、クレーン操作室はごみ投入ホッパを直視するため、ホッパステージレベル以上に設置するという理解でよろしいでしょうか。 施設運営のしやすさを優先し、中央制御室と近接した上で、投入ホッパはITVによる確認を前提として、ホッパステージレベルより下階に設置を提案してもよろしいでしょうか。	クレーン操作の安全性の確保のため、クレーン操作室からごみピット内部やごみ投入ホッパを直接目視できる必要があると考えており、ホッパステージレベル以上に設置することが望ましいです。 ITVは安全性や効率性を向上させる目的で設置することを想定していますが、ITVの故障時でも安全にクレーン操作ができるよう計画してください。 なお様式6-5により、ごみピットの有効容量を超える貯留量を提案する場合は、ごみの上端はクレーン操作室のフロアレベル以下として貯留可能な量を計算してください。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
18	要求水準書	排ガス処理設備	87	第3章 第5節	1	(6)	塩化水素濃度および硫黄酸化物濃度について、入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.102・No.103にて、「要求水準書第1章(1)本書の記述方法をご参照ください。」とのご回答をいただきました。酸性ガス濃度を事業者提案とすると、濃度を低く設定した事業者ほど薬品使用量を少なく計上することが可能になります。 事業者間の公平性を確保するため、前提条件となる酸性ガス濃度をご指定いただけないでしょうか。	事業者が設定する吹き込み空気量等の燃焼条件によって酸性ガス濃度変動することから、計画ごみ質により排ガス処理設備の通常運転時における入口濃度を事業者が設定するものとしています。 なお、提案時に入口濃度の設定値の合理性について、確認させていただきます。
19	要求水準書	ろ過式集じん器	88	第3章 第5節	2	(4)	ろ過式集じん器への炉の起動、停止(メンテナンス時)の通ガスについて、入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.104にて、「消石灰の潮解対策に関する提案は可とします。」とご回答いただきましたが、炉の停止時とメンテナンス時の、ガス温度が低い場合に、バイパスを設けて常時使用するろ過式集じん機を通さず、別の集じん装置にて排ガス処理することで、ろ過式集じん機の消石灰による潮解対策をすることは問題ないでしょうか。 なお、炉の起動時にはヒーターで温めながら、常時使用するろ過式集じん機で排ガス処理を行います。	問題ありません。
20	要求水準書	各室計画	154	第4章 第2節	5	(6)	2)非常用発電機室に「非常用発電機室は、蒸気タービン発電機室に近接して設けること。」とご記載がありますが、これらの部屋の位置関係についてご教示ください。	維持管理上の効率性を考慮し、蒸気タービン発電機室と近接して設置することを基本的な考え方としています。 なお維持管理の効率性やその他様々な観点から総合的に、より合理的な配置案を提案することは可とします。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
21	要求水準書	見学者ルート	167	第4章 第6節	1	(1)	ごみクレーン操作室について、入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.93にて、「クレーン操作室をピットが見えやすい位置にした上で、中央監視室でも操作できるようにすることは可とします。」とのご回答をいただきました。 クレーン操作室をピットが見えやすい位置にした上で、中央監視室でもクレーン操作をできるようにした場合、要求水準書に記載されている見学対象の「ごみクレーン操作室」を中央監視室としても問題ないでしょうか。	問題ありません。
22	要求水準書	総則	169	第5章 第1節			入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.198にて「ごみピットやコンベヤピット内は、何もない状態で引き渡す予定」と記載がありますが、本事業のごみピット等の施工において、山留や杭工事を行うため、ピットを一旦埋め戻す必要があります。 工期短縮及びピット埋戻し土の場外処分を削減するため、別途発注される地上部の解体工事において、上屋解体ガラなどを処分せずにピット等に埋め戻した状態で引き渡していただき、事業者がピットを施工した後に、ガラ撤去・処分する費用を解体業者との間で精算することは可能でしょうか。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条において、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、同法第二十一条の三で、建設工事に伴い生ずる廃棄物は、元請業者を事業者とすると決められています。 ご質問の内容は、他の建設工事で排出された廃棄物を本事業で処理することはできないため、不可とします。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
23	要求水準書	添付資料No.3 建設用地図					本工事で使用可能な資機材の仮置場、仮設事務所及び工事用車両の駐車スペースの設置場所について、入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.75にて、事業敷地内のテニスコート・ゲートボール場・溜池隣の駐車場については「施設管理者との協議のうえ承諾が得られた場合は、可とします」とご回答いただきましたが、施設管理者の了承が得られた際、有償となる場合は、入札価格に反映する必要があるため、借地料(一月あたりのm²単価等)をご教示ください。 また、上記以外で、事業敷地内において貴市が管轄する範囲で借用可能な場所があればご教示願います(添付資料No.3の溜池東側、西側の給水タンク側など)。	事業敷地内のテニスコート・ゲートボール場・溜池西側の駐車場については、施設管理者の承諾が得られた場合は無償とします。 ただし、これらの施設は市民利用を目的としたものであり、市民の利用に支障が出ないことが大前提となることから、これらの施設を使用することを前提とした計画にはしないください。 溜池東側駐車場の利用については、現工場定期点検時に工事車両の駐車場として利用しており、そちらを優先とし、それ以外の期間については可とします。 【参考情報】 定期修理期間:7月～2月頃 全炉停止期間:10月1日～10月20日頃

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
24	様式集	地域経済の貢献	様式6-3				市内企業への発注額は、応募グループ内の市内企業受注予定額および応募グループから一次下請企業への発注額の合計を計上すると考えてよろしいでしょうか。また、応募グループ内において、市内企業Aと市外企業Bが特定建設工事共同企業体(甲型JV)を組成する場合、市内企業への発注額は以下の考え方で計上すると考えてよろしいでしょうか。 ①市内企業Aと市外企業Bの受注予定額のうち、市内企業Aの甲型JVに対する出資比率分を計上 (貢献金額＝甲型JVの受注予定額×地元企業Aの出資比率) ②甲型JVから市内企業Cへの発注額のうち、甲型JVにおける地元企業Aの出資比率分を除く金額を計上 (貢献金額＝市内企業Cへの発注額×(100－市内企業Aの出資比率)) 	市内企業への発注額は、以下の考え方のとおりとします。 ①受注予定額から一次下請金額を除いて、市内企業Aの甲型JVに対する出資比率分の計上 (貢献金額＝(甲型JVの受注予定額－一次下請金額[X1+Y1])×市内企業Aの出資比率) ②一次下請金額のうち、市内企業への発注予定金額の総額 (貢献金額＝市内企業C受注予定額X1－二次下請金額[X21+Y21]+市内企業E受注予定額X21+市内企業G受注予定額X22) ③地場産品の発注予定金額 
25	様式集	地域経済への貢献	様式6-3				地域経済への貢献について、「市民人材の雇用促進」とのご記載がありますが、雇用方法等に想定がございましたら、ご教示ください。	この事業のために、新たな雇用(市内人材)を創出することを想定しております。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
26	様式集	景観計画	様式6-10				北側の住宅地からの本施設に対する視認性についてのお考えをご教示ください。	福岡市景観計画における「山の辺・田園ゾーン」の地区別方針に則り計画してください。また、基本計画等に記載の通り、住宅地側への圧迫感を軽減するよう配置・色彩等に配慮してください。
27	様式集	創エネルギー（発電等）	様式6-11				発電量の増加に伴い、様式6-6「コストの低減」における維持管理費用も増加する結果となり、「創エネルギー（発電等）」と「コストの低減」は互いの提案を抑制すると考えられます。市様がどのような提案を要求されているのかご教示ください。	発電量（創エネルギー）と維持管理費のバランスを踏まえた、総合的に優れた提案を求めています。
28	様式集	創エネルギー（発電等）	様式6-11	2			入札説明書等に関する質問及び意見（第1回）に対する回答No.245によると、様式6-11「創エネルギー（発電等）」における所内消費電力に水素製造に必要な電力量を含めるとのことですが、脱炭素社会に寄与できる提案の妨げとなるため、所内消費電力に水素製造に必要な電力量は含めないこととさせていただけないでしょうか。	水素製造などの脱炭素社会実現に寄与できる提案をする場合は、様式6-11の所内電力量について、その消費電力を含めた電力量と、含めない電力量の両方を記載してください。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
29	様式集	創エネルギー(発電等)	様式 6-11				創エネルギー(発電等)について、入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.245にて、他の様式で提案する内容(例:水素製造に必要な電力量)に必要な電力量については消費電力に含めるとのご回答いただきましたが、廃棄物高効率発電や他の様式で提案する電力消費量を算出するうえでの前提条件等について以下の認識で問題ないか確認させてください。 【発電電力量】 ・廃棄物発電及び事業者提案の自然エネルギーは含む ・市が別途設置する太陽光設備は含まない 【消費電力量】 ・プラント設備、建築設備、脱炭素技術(水素利用等)、AI化・IoT技術に関する消費電力は含む ・管理棟改修工事、場外施設や将来施設への送電、市が別途設置するCO2回収設備に関する消費電力は含まない	ご認識のとおりです。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
30	様式集	水素利用	様式 6-13				水素利用について、入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.247にて、「水素製造や外部調達等の水素調達方法を想定したうえで、水素利用について提案してください」とのご回答をいただきましたが、水素貯留や外部調達、混焼率に関する条件等について、市の考え方をご教示ください。	水素の貯留方法については、圧縮水素(低圧・高圧)や液化水素など、いずれの方式であっても、関係法令および安全基準などの法的要件を満たしていれば特に指定はありません。 水素の調達については、製造や運搬時のCO2排出量が少ないほど、脱炭素社会実現に寄与できる水素調達方法だと考えています。 そのような水素を採用した上で、混焼率を向上させることが、脱炭素効果を高めるものと考えています。
31	様式集	水素利用	様式6-13				「脱炭素社会実現に寄与できる水素調達方法」とありますが、水素を外部から調達することに関して市様のお考えをご教示願います。 また、水素は環境価値が高いほど評価されるとの理解でよろしいでしょうか。 ご参考) ホワイト水素:地球内で自然に生成された水素 グリーン水素:再生可能エネルギーを利用し、水を電気分解することで製造される ブルー水素:化石燃料由来(排出されるCO₂を回収) グレー水素:化石燃料由来	水素製造や運搬時のCO2排出量が少ないほど、脱炭素社会実現に寄与できる水素調達方法だと考えています。
32	様式集	技術導入を考慮した施設配置計画	様式6-14				本項目は、CO₂の回収量やペロブスカイトの設置面積のみが評価されるのではなく、他の脱炭素社会に寄与する、より具体的な提案も評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	別途発注するペロブスカイト太陽電池、排ガスに含まれるCO2回収設備を想定した施設配置計画が評価対象となります。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
33	設計・施工一括契約書(案)						入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.250にて乙型共同企業体での提案も可とご回答いただいております。 ついては、基本的に各業務を責任分担方式で対応できるものと考えております。 責任分担方式に基づき設計・施工一括契約書(案)第131条の連帯責任については該当しないという解釈でよろしいでしょうか。 また、乙型共同企業体においても、第131条の連帯責任が適用される場合、本事業では、受注者の構成員が利害関係の相反する建設事業と建築士法に基づく工事監理業務が一の契約によって締結されることとなり、建築士法の主旨からすると、本工事の執行の透明性や公平性に課題があると考えております。 つきましては、設計・施工一括契約書(案)第131条について、設計業務及び建設業務を担当する受注者と解釈できるように、 「受注者(受注者が共同企業体を結成している場合には、設計業務及び建設業務を担当する構成員を含む。当該共同企業体が既に解散しているときも同じ。)は、発注者に対し、この契約に定める受注者の一切の債務(受注者が共同企業体を結成している場合には、設計業務及び建設業務を担当する構成員は、当該受注者の一切の責任。)につき、受注者全員(受注者が共同企業体を結成している場合には、設計業務及び建設業務を担当する全員。)で連帯して負担する。」と修正をお願いいたします。	入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.250にて、工事監理企業の独立性を保つために、乙型共同企業体による分担方式を可としたことに伴い、工事監理企業の連帯責任について、設計・施工一括契約書(案)を修正します。

No	資料名	議題	該当箇所				対話における確認事項	回答
			頁	第	数	(数)		
34	その他						入札説明書等に関する質問及び意見(第1回)に対する回答No.251にて「本施設の建設期間中、不燃ごみの自己搬入は現西部工場で受け入れを継続します。また、本施設の竣工後も敷地内で受け入れを行うことを想定しています。」と記載がありますが、建設期間中および竣工後における受入場所、受入方法について、ご教示願います。また、建設期間中の不燃ごみ搬入動線について、市様の想定がありましたらご教示ください。	自己搬入ごみ(不燃ごみ)の受入場所については、令和7年10月より、福岡市HP (https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/kojoseibi/koujyouseibika_sigenka.html) に記載の場所に変更して、受入を行う予定です。 竣工後の受け入れ場所については、今後の不燃ごみの受け入れ量等を踏まえ、検討します。
35	その他						福岡市西部工場建替事業に係る環境影響評価書 P9.1-68の第9章 調査の結果並びに予測及び評価の結果 表 9.1.2-18 排出源の諸元に記載されている排ガスの条件で、守らないといけないものがありましたら、ご教示ください。	公害防止基準など要求水準書等に記載されている項目は遵守してください。 それ以外の項目については、環境影響評価書の内容を理解の上、排ガスに含まれる規制物質の総排出量が予測を上回らないとともに、排ガスの拡散効果が予測より低下しないように設定してください。